

第22回玉里学園義務教育学校開校準備委員会次第

日 時 令和元年12月9日（月）

午後7時00分～

場 所 玉里保健センター 集団検診室

1 開 会

2 議 事

専門部会からの報告について

- ・学校運営部会
- ・PTA部会
- ・総務・通学部会

3 その他

校章の最終デザインについて

4 閉 会

配布資料

準備委員会資料

- 【資料1-1】 学校運営部会報告
- 【資料1-2】 PTA部会報告
- 【資料1-3】 総務・通学部会報告
- 【資料2】 校章デザイン

専門部会資料

(学校運営部会)

- 【部会資料1】 教育計画作成に向けた取組み

(PTA部会)

- 【部会資料2】 第3回PTA部会決定事項
- 【部会資料3】 PTA組織設立までのスケジュール

(総務・通学部会)

- 【部会資料4】 スクールバスの乗降所及び運行経路（南部地域）
- 【部会資料5】 通学路の安全対策について
- 【部会資料6-1】 通学に関する利用予備調査実施要項
- 【部会資料6-2】 通学に関する利用予備調査様式

学校運営部会報告

1. 開催日時及び出席者数

第6回部会 令和元年11月20日（水）午後4時～
出席者数 3名（欠席者：1名）

2. 協議事項

(1) 部会スケジュール

- 12月 教育計画の各項目の取組み状況の確認
- 2月 R2年度から先行実施する郷土学習（玉里学）や外国語等の内容について、最終確認

(2) 主な教育課程関連の教育計画の進捗状況**① 確かな学力を育む教育の推進**

【玉里スタイル全体計画（「学び合い」を含む）】：運営部会（教務主任会，研究主任部会）

- ・教務主任会において、現在作成中。

【郷土学習（玉里学）】：運営部会（社会科，総合主任部会）

- ・各校で学年毎に分担して年間計画を作成中であり，11月には完成予定。
- ・12月に各校の総合学習主任による相互確認を経て再検討し，R2年度4月から各校で先行実施する。
- ・R2年度の先行実施により，加筆・修正を行いR3年度完全実施に備える。

【外国語】：運営部会（外国語主任部会）

- ・外国語主任会＋ALTで「年間指導計画」を作成中。

【保幼小連携・接続計画】 運営部会（保幼小接続コーディネーター部会）

- ・運営部会において、現在作成中。

② 豊かな心を育む教育の推進

【学校行事】：運営部会（教務主任会）

- ・教務主任会において、現在作成中。

③ その他

【各種教育計画】

- ・年度中を目処に作成し，来年夏には完成予定。

(配布資料)

【部会資料1】教育計画作成に向けた取組み

P T A 部会報告

1. 開催日時及び出席者数

第3回部会 令和元年11月7日（木） 午後7時～午後8時40分
出席者数8名（欠席者：1名）

2. 協議事項

（1）未検討及び再検討が必要な事項について

前回の決定事項について、未検討及び再検討が必要となった事項について協議を行い、【部会資料1】のとおり決定した。

<主な検討事項>

- ・ P T A 会費：月額450円
- ・ 専門委員会における地区委員会の委員選出方法
各地区から下記のとおり選出する。

地 区	委員数
上高崎 下高崎 玉里中台 松山 第二東宝 大宮 田木谷駅前	3
田木谷 新田木谷 栗又四ヶ みどり野 第三東宝 玉里団地 野村田池 新高浜第一 新高浜第二	3
岡 大井戸平山 川中子	2

（2）P T A 規約案の確認について

次回の部会までに、各校の現 P T A 役員に P T A 規約案を確認してもらい、必要に応じて次回の部会において修正し、規約を決定する。

（3）今後のスケジュールについて

P T A 組織設立までのスケジュールについて、【部会資料2】をもとに確認を行った。

決定した P T A 規約は、来年度に各校の P T A 総会時に、P T A へ確認し、承認を得ることとする。

（配布資料）

【部会資料2】 第3回 P T A 部会決定事項

【部会資料3】 P T A 組織設立までのスケジュール

1. 開催日時及び出席者数

第8回部会 令和元年10月29日（火）午後7時～午後8時
出席者数：9名（欠席者：2名）

2. 協議事項

(1) スクールバス乗降所、運行経路（南部地域）について

児童の乗降時の安全性などを中心に検討を行い、【部会資料4】のとおり、合計3箇所の乗降所と、登校・下校時の運行経路を決定した。

(2) 路線バス、スクールバスの運行時刻について

バスの運行時刻は、現在の登下校時刻を踏まえ、登校は8時学校着、下校については運行回数を2回としたことから、1便目は15時10分学校発、2便目は16時10分学校発とした。
なお、運行時刻は、今後バス会社との調整により、正式な時刻を決定する。

(3) 利用者負担について

教育の公平性や子育て支援の観点から、遠距離通学となる児童は、下記の支援により、利用者負担はなしであることを確認した。

- ・路線バスを利用して通学する児童の、通学に要する費用の全額を助成する。
- ・スクールバスの運行に要する経費は、全額市費をもって充てる。

(4) 通学路について

現在の通学路において、これまでに安全対策を講じてきた箇所及び今後取り組みを進めていく箇所についての確認を【部会資料5】のとおり行った。

今後、統合により通学路が変更となることで、想定される危険箇所については、12月に実施する、「通学に関する利用予備調査」において、通学路についての問いを設け、新たな通学路を含めた危険箇所を把握し、安全対策を検討する。

(5) 通学に関する利用予備調査について

通学に関する利用予備調査について、【部会資料6-1】、【部会資料6-2】のとおり実施することとした。

調査については、12月11日（水）～12月18日（水）の1週間で実施し、調査結果をもとに1月に開催予定の第9回部会において、利用希望状況の確認や通学路の安全対策等、通学に関する課題の検討を行うこととする。

(配布資料)

- 【部会資料4】 スクールバスの乗降所及び運行経路（南部地域）
- 【部会資料5】 通学路の安全対策について
- 【部会資料6-1】 通学に関する利用予備調査実施要項
- 【部会資料6-2】 通学に関する利用予備調査様式

小美玉市立玉里学園義務教育学校 校章デザイン



原案作成者：延嶋 千代子さん

<デザインコンセプト>

「玉」は、学校名である「玉里」を表し、筑波山と霞ヶ浦の波は、清らかな情景と恵まれた自然を表現しています。

また、丸には、“統合する4つの学校が一丸となり、笑顔あふれる学校になってほしい”という願いが込められています。

基調色は、霞ヶ浦に面した水が豊かな地域をイメージした青色としています。

エンブレムデザイン



項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
1. 学校経営			
1. 1.	学校経営の基本構想	校長会	
1. 2.	教育目標, 組織目標	校長会	
1. 3.	グランドデザイン(令和2年度版)	校長会	
1. 4.	令和3年度, 4年度の基本方針	校長会	
1. 5.	令和3年度, 4年度の教育の重点	校長会	
1. 6.	努力目標(具体的な施策)	校長会	
2. 教育課程(小中一貫教育を踏まえた教育課程編成の基本方針について)			
2. 1.	教育課程編成・実施の基本方針	運営部会	小小・小中連携推進委員会
2. 2.	教育内容の特色	運営部会	
3. 校内規程			
3. 1.	職員の服務規程	教頭会	
3. 2.	校務分掌(案)	教頭会	
3. 3.	公印規程	教頭会	
3. 4.	懲戒規程	教頭会	
3. 5.	学校防災管理規程	教頭会	
3. 6.	学校防災管理規程細則	教頭会	
3. 7.	地震防災規程	教頭会	
3. 8.	教育財産の管理貸与規程	教頭会	
3. 9.	コンピュータ取扱規程	教頭会	
3. 11.	暖房使用規程	教頭会	
3. 12.	冷房使用規程	教頭会	
3. 13.	児童に関する規程	教頭会	
3. 14.	学校徴収金取扱規程(部活動費扱いも含む)	教頭会	事務部会
3. 15.	起案文書作成規程	教頭会	
3. 16.	校内個人情報管理規程	教頭会	
3. 17.	教員評価規程	教頭会	
5. 授業時数及び時数の運用			
5. 1.	年間授業時数	運営部会	教務主任会
5. 2.	年間行事計画	運営部会	教務主任会
5. 3.	日課表	運営部会	教務主任会

項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
6. 校内研修の充実			
6.1. 校内研修の構想	教務主任会	確かな学力	玉中
6.2. 校内研修計画	教務主任会	確かな学力	玉中
6.3. 指導案形式	教務主任会	確かな学力	東小
7. 教室配置図及び避難経路	教務主任	健やかな体	保健主事・東小
8. 通学区			
8.1. 学区地図, バス停	開校準備委員会	総務・通学部会	
8.2. コース別時刻表	開校準備委員会	総務・通学部会	
8.3. 運行規則 (保護者バス停立哨はPTA部会で検討)	開校準備委員会	総務・通学部会	
8.4. 通学バス利用の手引き	総務・通学部会	健やかな体	北小
9. 開かれた学校づくり			
9.2. 学校評議員会	教頭会		
9.3. 学校関係者評価委員会	教頭会		
9.5. 地域人材・専門家有効活用計画	教頭会		
9.6. P T A会則	開校準備委員会	PTA部会	
10. 確かな学力を育む教育の推進			
10.1. 玉里スタイル全体計画 (「学び合い」を含む)	運営部会	教務主任会, 研究主任部会	
10.3. 郷土学習 (玉里学) ★	運営部会	社会科, 総合主任部会	
10.4. 外国語★	運営部会	外国語主任部会	
10.5. 学校改善プラン	教務主任会	教務主任会	
10.6. 学習・生活のきまり★	教務主任会	豊かな心	
10.7. 学校図書館活用計画 (みんなにすすめたい一冊の本事業強化計画含む)	教務主任会	確かな学力	北小
10.8. 学びの広場サポートプラン実施計画	教務主任会	確かな学力	玉小
10.9. 保幼小連携, 接続	運営部会	保幼小接続コーディネーター部会	
11. 豊かな心を育む教育の推進			
11.2. 道徳教育全体計画 (教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い)	教務主任会	豊かな心	北小
11.3. 特別活動全体計画	教務主任会	豊かな心	東小
11.4. 学級活動年間指導計画	教務主任会	豊かな心	北小
11.5. 児童生徒会活動年間指導計画	教務主任会	豊かな心	玉小
11.6. クラブ活動年間指導計画	保留	保留	保留
11.7. 学校行事	運営部会	教務主任会	
11.8. 福祉教育全体計画	教務主任会	豊かな心	北小

項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
11.9. 人権教育全体計画	教務主任会	豊かな心	東小
11.10. キャリア教育全体計画	教務主任会	豊かな心	玉中
11.11. 菜園・花壇施工計画	教務主任会	豊かな心	玉中
11.12. 食に関する指導			
11.12.1. 食育全体計画	教務主任会	健やかな体	玉小
11.12.2. 学校給食の年間指導計画	教務主任会	健やかな体	玉小
11.12.3. 給食の時間における給食指導の展開	教務主任会	健やかな体	玉小
12. 健やかな体を育む教育の推進			
12.1. 学校体育科教育全体計画	教務主任会	健やかな体	北小
12.2. 学校健康教育全体計画	教務主任会	健やかな体	北小
13. 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進			
13.2. 国際教育全体計画	教務主任会	確かな学力	東小
13.4. 環境教育全体計画	教務主任会	確かな学力	玉小
13.5. 情報教育全体計画（ICT教育・プログラミング教育）	教務主任会	確かな学力	北小
14. 自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進			
14.1. 特別支援教育全体計画	教務主任会	豊かな心	玉小
14.2. 特別支援教育推進計画	教務主任会	豊かな心	玉小
15. 部活動（何学年から参加するかについては保留）			
15.1. 本校の部活動（部活動全体計画）	教務主任会	健やかな体	玉中
15.2. 申し合わせ事項	教務主任会	健やかな体	玉中
15.3. 部活動心得	教務主任会	健やかな体	玉中
15.4. 各種届出用紙	教務主任会	健やかな体	玉中
15.5. 保護者会	教務主任会	健やかな体	玉中
16. 生徒指導			
16.1. 本校の生徒指導（全体計画）	教務主任会	豊かな心	玉中
16.4. 生徒指導マニュアル	教務主任会	豊かな心	玉中
16.5. いじめ防止基本方針	教務主任会	豊かな心	東小
16.6. スクールカウンセラー，サポーター，ライフサポーター活用計画	教務主任会	豊かな心	玉小
17. 学校保健・安全			
17.1. 保健安全全体計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.2. 保健計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.3. 安全計画	教務主任会	健やかな体	養教部

項目		担当		
		統括	担当部会	担当グループ
17.4.	救急処置について	教務主任会	健やかな体	養教部
17.5.	健康診断実施計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.6.	健康観察等保健情報の収集について	教務主任会	健やかな体	養教部
17.7.	健康上配慮の必要な児童生徒の管理	教務主任会	健やかな体	養教部
17.8.	感染症・食中毒の予防と発生時の対応	教務主任会	健やかな体	養教部
17.9.	アレルギー児童生徒，症状への対応	教務主任会	健やかな体	養教部
17.10.	環境衛生検査について	教務主任会	健やかな体	養教部
17.11.	校舎内外の安全点検について	教務主任会	健やかな体	玉小
17.12.	保健指導計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.13.	啓発活動	教務主任会	健やかな体	玉小
17.14.	性教育全体計画・性教育年間指導計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.15.	健康相談	教務主任会	健やかな体	養教部
17.16.	心身の健康課題への対応	教務主任会	健やかな体	養教部
17.17.	避難訓練	教務主任会	健やかな体	東小
18. その他マニュアル類				
18.1.	防災マニュアル	教頭会		
18.2.	危機管理マニュアル	教頭会		
19. その他				
19.1.	〇〇会規約	教頭会		
19.2.	〇〇会慶弔規程	教頭会		

※太文字：今回の部会で決定した内容

分類	調整項目		第2回部会までの決定内容	第3回部会での決定・修正内容	規約	備考	
2	会費	1 会費	—	各PTA会員月額450円	第7条 本会の活動に要する経費は会費・寄付金及びその他の収入によって支弁され、 会費は各PTA会員月額450円とする。		
3	役員	3 役員の選出方法	【会長・副会長・顧問】 運営委員会において推薦され、総会の承認を得て決する 【会計・書記・女性ネットワーク委員】 会長が委嘱	運営委員会において推薦され、総会の承認を得て決する	第18条 役員及び監事は、運営委員会において推薦され、総会の承認を得て決する。ただし、総会後に欠員が生じた場合は、臨時役員会にて承認を得て決する。		
4	役員の職務	1 会長	1) 会を代表し、会務を総理 2) 総会、運営委員会を招集 3) 上記の議長 4) 書記、会計、女性ネットワーク委員、専門委員会の委員長及び副委員長、委員の委嘱	1) 会を代表し、会務を総理 2) 総会、 役員会 、運営委員会を招集 3) 役員会、運営委員会の議長 4) 専門委員会の委員の委嘱	第21条 会長は、次の職務を行う。 1 この会を代表し会務を統理する。 2 総会、 役員会 、運営委員会を招集し、 役員会及び運営委員会の議長 となる。 3 専門委員会の委員を委嘱する。		
5	総会	1 総会の議長	—	その都度会員の中から選出	第31条 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。		
		2 総会の議決	出席者の過半数	出席者の過半数 可否同数のときは、議長が決する	第30条 総会の議事は出席者の過半数で決する。 可否同数のときは、議長が決する。		
		4 総会の審議事項	1) 決算 2) 事業並びに予算 3) 役員の承認 4) その他重要な事項	1) 前年度の事業報告及び決算報告 2) 本年度の事業計画及び予算 3) 役員及び監事の選任 4) 規約の制定及び改正 5) その他重要な事項	第32条 総会は、次の事項を審議する。 1 前年度の事業報告及び決算報告 2 本年度の事業計画及び予算 3 役員及び監事の選任 4 規約の制定及び改正 5 その他重要な事項		
6	運営委員会	5 運営委員会の任務	会運営上の重要事項の協議及び企画、専門委員会の連絡調整、総会に提出する議案等を審議する	会運営上の重要事項の協議及び企画、専門委員会の 事業の承認及び 連絡調整、総会に提出する議案等を審議する	第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。 1 会運営上の重要事項の協議及び企画 2 専門委員会の 事業の承認及び連絡調整 3 総会に提出する議案 4 その他重要な事項		
9	専門委員会	1 専門委員会の事業の承認	—	運営委員会	(細) 第14条 運営委員会は、会運営上の重要事項の協議及び企画、 専門委員会の事業の承認及び 連絡調整、総会に提出する議案等を審議する。		
		3 委員の選出	地区委員会	地区委員は、各地区から下記のとおり選出する。(右図参照)	(細) 第2条 専門委員会の委員は、次のように選出する。 学年委員は、学年に所属する会員によって選出された各学年4名を選出する。 広報委員は、各学年から2名を選出する。 地区委員は、各地区から下記のとおり選出する。		
		委員長・副委員長の選出		—	委員長：1名 副委員長：若干名	(細) 第3条 各専門委員会に委員長を1名、副委員長若干名を委員の互選によって選出する。	
		委員の委嘱		—	会長が委嘱	(細) 第21条 会長は、次の職務を行う。 1 この会を代表し会務を統理する。 2 総会、役員会、運営委員会及び専門委員会を招集し、総会を除く会議の議長となる。 3 専門委員会の委員を委嘱する。	
		委員の任期		—	1年	(細) 第5条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。	
10	監査	1 監事	2名	2名 (P会員)	第17条 本会に会計監査として、監事2名 (P会員) を置く。		
11	慶弔	7 返礼	—	なし	第3条 本規程の慶弔に対する返礼は、無用とする。		

地区	委員数
上高崎 下高崎 玉里中台 松山 第二東宝 大宮 田木谷駅前	3
田木谷 新田木谷 栗又四ヶ みどり野 第三東宝 玉里団地 野村田池 新高浜第一 新高浜第二	3
岡 大井戸平山 川中子	2

新PTA組織設立までのスケジュール

部会資料3

	令和元年度												令和2年度												令和3年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
規約 (組織編制)	----->											◎															
事業計画												←-----	決定												◎		
(準備委員会)			①				②			③			④														
(部会)				①			②			③			④														

各校PTA総会

事業計画の検討

開校

<各校の現PTA役員>
(1)新校のPTA規約を確認

<PTA部会>
(2)必要に応じて決定事項の修正, PTA規約の決定

<各校の現PTA役員>
(3)各校のPTA総会時に新校のPTA規約の説明と承認

スクールバスの乗降所及び運行経路（南部地域）

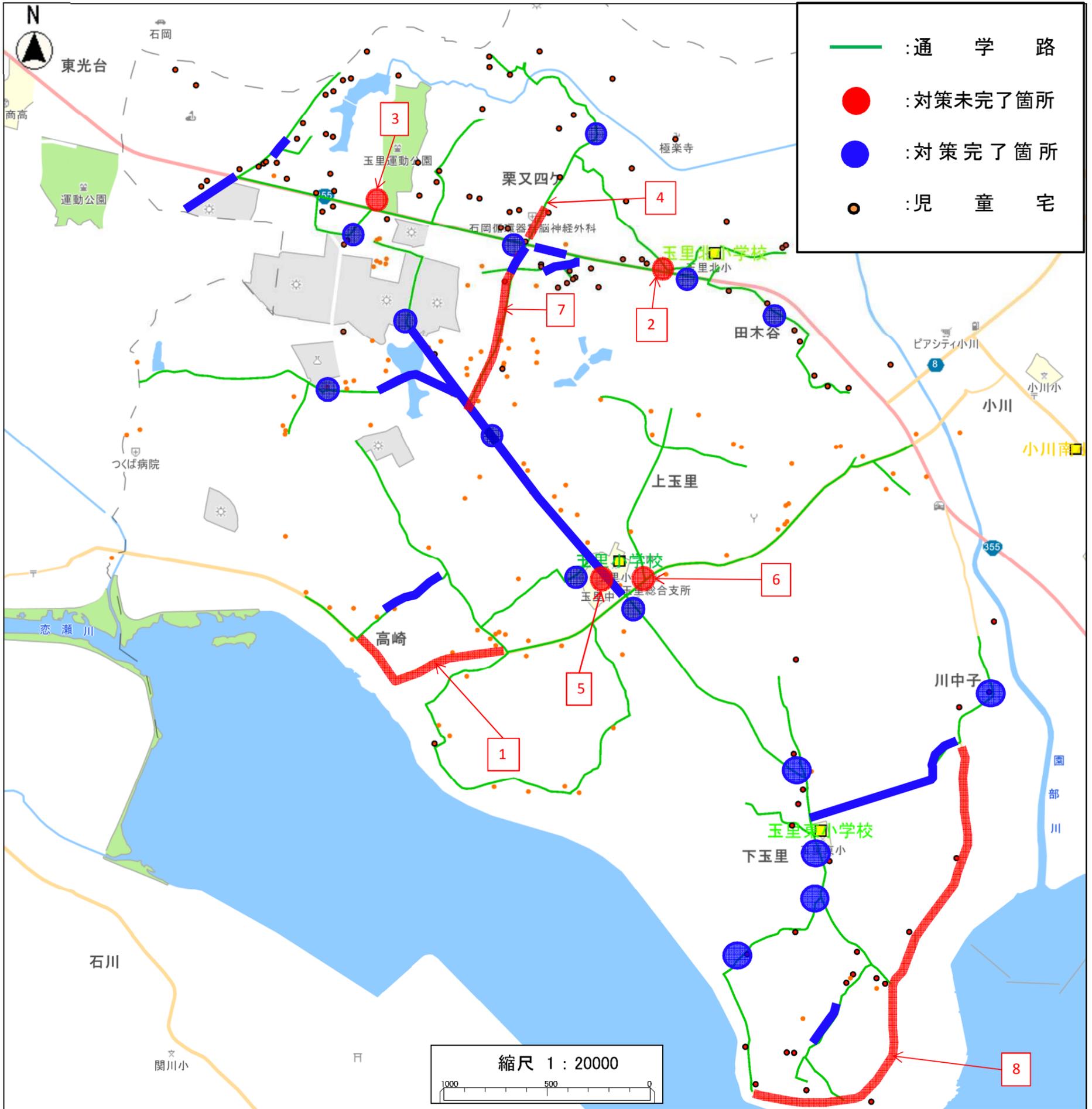
部会資料 4

運行経路延長：登校 5.1km/下校 5.7km
 最大乗車時間：登校 18分 / 下校 19分
 (25km/h) ※ 各乗降所あたり3分の乗降時間含む



乗降所候補地	地区	土地の状況	1	※	2	3	4
			学校からの距離が概ね3 km以上離れている	統合により著しく通学距離が増大する(玉里東小までの距離)	他の交通に影響なく、安全に乗降ができる	バスが通り抜け、若しくは転回できる	乗降所間の距離が概ね1 km以上離れている
1	野口理容所	大井戸平山 駐車場 (民有地:同意済)	◎ 3.2 KM	—	◎ (敷地内での停車を予定)	◎ (通り抜け)	1 ⇔ 2 1,400m
2	大井戸三差路	大井戸平山 雑種地 (民有地:同意済)	△ 2.6 KM	◎ (0.85KM)	◎ (敷地内での停車を予定)	◎ (通り抜け)	2 ⇔ 1 1,400m 2 ⇔ 3 1,100m
3	火の橋農村集落センター	川中子 集会所	△ 2.5 KM	◎ (0.85KM)	○ 車両の出入りのための改修が必要	○ 車両の出入りのための改修が必要	3 ⇔ 2 1,100m

【資料4】通学路安全対策について



【玉里学園義務教育学校】

小美玉市通学路安全対策一覧表

No.	路線名	箇所名・住所等	通学路の状況・危険箇所の内容	安全対策の内容	事業主体	完了／未完了
1	県道紅葉石岡線	小美玉市高崎628-1～1711	交通量が多く、歩道未整備	・歩道新設、視距改良	県	未完了
2	市道玉187・195号線	田木谷855-38付近 (玉里北小学校西側)	信号が無く、右左折の車が止まっていると危険。	・標識(スクールゾーン)の設置替え:R1予定 ・カーブミラーの設置替え:済 ・歩行者用カーブミラーの設置:済 ・停止線位置の見直しを計画	市 (区長との協議を含む検討)	未完了
3	国道355号線	栗又四ヶ2406-4付近 (玉里B&G前)	国道355号に面しており、車の往来が激しい。	・横断歩道(R355交差点)の引き直し	県、警察	未完了
4	市道玉23号線	栗又四ヶ1768-29付近 (石岡循環器科脳神経外科病院前)	両側が駐車場で車の往来が激しい。	・外側線の引き直し:済 ・横断歩道(R355交差点)の引き直し	市、県、警察	一部完了
5	市道玉1号線	玉里中学校 校門前	交通量が多いが、信号機未設置のため危険。	・看板の設置 (設置場所については学校と検討)	市	未完了
6	市道玉3号線	大宮神社 付近	大宮神社の脇の歩道の一部分の縁石が途切れていて車道への飛び出しが心配される	・「止まれ」標示の引き直し ・外側線の引き直し:済 ・グリーンベルトの設置:済	警察、市	一部完了
7	市道玉4号線	石岡脳神経外科 付近 ～川島商店 付近	歩車同の区別が無く、交通量が多いため危険である。	・歩道の整備	市	未完了
8	県道穴倉玉里線	下玉里稲荷 付近 ～川中子会館 付近	歩車同の区別が無く、交通量が多いため危険である。	・グリーンベルトの整備	県	要検討

通学に関する利用予備調査実施要項

1 目的

本調査を実施し、スクールバス及び路線バスの利用に関する意向を把握することで、通学支援及び通学体制を検討するための基礎資料とする。

2 調査期間

令和元年12月11日（水）～令和元年12月18日（水）

3 調査対象

- (1) 玉里小学校，玉里北小学校，玉里東小学校に通学する児童の保護者
- (2) 玉里地区内の幼稚園及び保育園に通園する，同地区在住の未就学児の保護者

4 配布及び回収方法

各小学校，幼稚園及び保育園を通して配布，回収する。

5 調査項目

【全世帯共通】

- ・小学校区，住んでいる行政区
- ・現在の学年 ※未就学児は年齢
- ・通学路の危険箇所について（自由記述）
- ・統合後の通学について（自由記述）

【遠距離通学支援の対象児童のみ】

- ・路線バス，スクールバスの利用の有無
- ・路線バス，スクールバスの利用乗降所

保護者の皆様へ

令和元年12月

玉里学園義務教育学校開校準備委員会
委員長 大山 徳

玉里学園義務教育学校の通学に関する利用予備調査の実施について

日頃より、学校運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、皆様ご存知のとおり、玉里小学校・玉里北小学校・玉里東小学校・玉里中学校は統合し、現在の玉里中学校の敷地内に、新たな学校として令和3年4月に開校します。

これに伴い、当準備委員会では、通学に関する利用予備調査を下記のとおり実施し、利用人数を把握しますので、ご協力をお願いします。

なお、本調査の回答にあたりましては、裏面の通学内容をご一読の上、ご回答ください。

記

- 1 回答期限 令和元年12月18日(水)
- 2 対象
 - ・玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校に通学する児童がいるご家庭
 - ・玉里地区内の幼稚園及び保育園に通園する、同地区在住の未就学児がいるご家庭
- 3 通学の内容 裏面のとおり
- 4 提出方法 右のアンケート用紙を切り離し、園や学校の担任の先生へご提出ください。
- 5 その他 1世帯につき、1枚の回答をお願いします。
※該当するお子さんが複数おられる場合は、一番上のお子さんの担任の先生へご提出ください。

【問い合わせ】

小美玉市教育委員会 施設整備課 学校づくり推進係
TEL 0299-48-1111 (内線2217)

全ての保護者の皆さんにお聞きします。

問1 お住まいの小学校区及び行政区を回答してください。

【小学校区】

1. 玉里小学校区 2. 玉里北小学校区 3. 玉里東小学校区

【行政区】

1. 上高崎 2. 下高崎 3. 玉里中台 4. 松山 5. 第二東宝 6. 大宮 7. 田木谷駅前
8. 田木谷 9. 新田木谷 10. 栗又四ヶ 11. みどり野 12. 第三東宝 13. 玉里団地
14. 野村田池 15. 新高浜第一 16. 新高浜第二 17. 岡 18. 大井戸平山 19. 川中子
20. 行政区不明 21. 他市町

問2 お子さんは現在、何年生ですか。

※お子さんが複数おられる方は、該当する全ての学年に○を付けてください。

- 【小学生】 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生 5. 5年生 6. 6年生
【未就学児】 7. 1歳児 8. 2歳児 9. 3歳児 10. 4歳児 11. 5歳児 12. 6歳児

遠距離通学支援の対象となる、現在4年生以下の児童の保護者の皆さん(裏面2参照)にお聞きします。

問3 遠距離通学支援の、路線バスまたはスクールバスを利用しますか。

また、利用する場合には、該当する地域及び対象欄から、利用する乗降所に○を付けてください。

※現時点での予定でご回答ください。

1. 利用する ⇒ (下表へ)		2. 利用しない ⇒ (問4へ)	
北部地域<路線バス>		南部地域<スクールバス>	
路線バスの乗降所で、「石岡玉里」または「玉里駅」を利用して通学する児童		新高浜第二、玉里団地、野村田池、第三東宝及び栗又四ヶの一部地域の児童	
① 石岡玉里		① 石岡玉里	Ⓐ 火の橋農村集落センター
② 玉里駅		② 玉里駅	Ⓑ 大井戸三差路
		③ 玉里工業団地西口	Ⓒ 野口理容所
		④ 新高浜駅	
		⑤ 玉里工業団地東口	
		⑥ 新木ノ内	
		⑦ 四箇村駅	
		⑧ 玉里北小前	

※裏面図の乗降所位置の番号及び記号が選択肢となります。

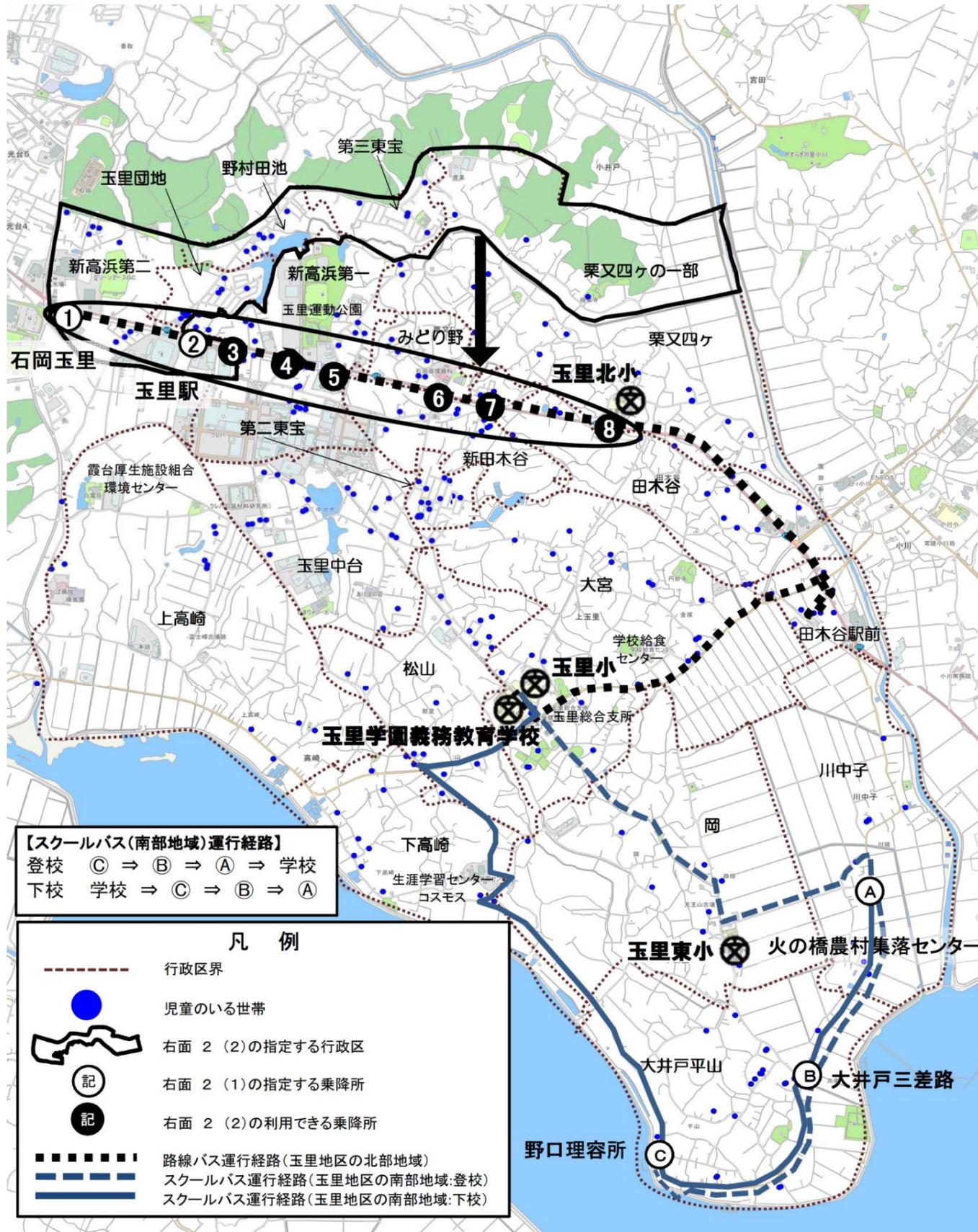
全ての保護者の皆さんにお聞きします。

問4 新しい学校までの通学路で危険箇所等がありましたら、状況と場所(目標物等)を記入してください。併せて、その箇所が図示できる場合には、裏面の図に赤色で記してください。

問5 遠距離通学支援等、統合後の通学について、課題やご不明な点を、自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

【参考】路線バス及びスクールバスの運行経路と乗降所



小美玉市立玉里学園義務教育学校の通学について

1 児童及び生徒の通学

- ・ 小学校（児童）の通学は徒歩が基本であるが、学校の統合により、遠距離通学となることで教育活動に支障がないよう、遠距離通学となる児童について、通学支援を行なう。
- ・ 遠距離通学とは、統合前（現在）の通学距離が概ね3 km以内であること、また、児童の体力維持・向上を考慮し、学校からの通学距離が3 km以上の通学とする。
- ・ 中学校（生徒）の通学は、統合後の通学距離が変わらないため、これまでどおりとする。

2 遠距離通学支援の内容と対象（左図参照）

＜玉里地区の北部地域＞

路線バスを利用して通学する、遠距離通学支援の対象となる児童の、通学に要する費用の全額を助成する。支援の対象は、下記の（1）、（2）のいずれかの要件を満たす児童とする。

- （1）次の指定する乗降所（統合後の学校からの距離が概ね3 km以上の乗降所）を利用して通学する児童
 - ・ 指定する乗降所：①石岡玉里 ②玉里駅
- （2）次の指定する行政区（統合後の通学距離が概ね3 km以上となる行政区）から通学する児童
 - ・ 指定する行政区：新高浜第二、玉里団地、野村田池、第三東宝 及び 栗又四ヶの一部地域※ の児童
 - ※野村田池から園部川までの水路の北側の地域

＜玉里地区の南部地域＞

スクールバスを運行し、運行に要する経費は、全額市費をもって充てる。支援の対象は、大井戸平山及び川中子地内の3箇所の、いずれかの乗降所を利用して通学する児童とする。

3 運行経路（左図参照）

路線バスは、石岡駅から小川駅（現在の路線バス区間）を学校まで延伸した経路とする。スクールバスは、走行中の児童の安全性を考慮し、かつ、他の交通の妨げとならないよう、幹線道路を使用した経路とする。

4 運行回数

登校時に1回、下校時は学年により下校時刻が異なるため2回運行する。

5 運行時刻（予定）

＜玉里地区の北部地域＞ 路線バス

登校	① 石岡玉里	② 玉里駅	③ 玉里工業団地西口	④ 新高浜駅	⑤ 玉里工業団地東口	⑥ 新木ノ内	⑦ 四箇村駅	⑧ 玉里北小前	学校
	7:20	7:22	7:22	7:23	7:24	7:25	7:26	7:27	7:50
下校(1)/(2)	学校	⑧ 玉里北小前	⑦ 四箇村駅	⑥ 新木ノ内	⑤ 玉里工業団地東口	④ 新高浜駅	③ 玉里工業団地西口	② 玉里駅	① 石岡玉里
	15:10/16:10	15:23/16:23	15:24/16:24	15:25/16:25	15:26/16:26	15:27/16:27	15:28/16:28	15:28/16:28	15:30/16:30

＜玉里地区の南部地域＞ スクールバス

登校	③ 野口理容所	② 大井戸三差路	① 火の橋農村集落センター	学校
	7:20	7:26	7:32	7:50
下校(1)/(2)	学校	③ 野口理容所	② 大井戸三差路	① 火の橋農村集落センター
	15:10/16:10	15:21/16:21	15:27/16:27	15:30/16:30

※スクールバスの運行時刻は、各乗降所につき乗降時間3分を含みます。
 ※開校年度の令和3年度は、現玉里中学校校舎の解体等の工事を予定しており、学校敷地外での乗降となるため、学校への到着時刻が早くなっています。